歳末たすけあい運動にご協力ください！市民の皆さん一人ひとりの温かいお気持ちと、募金のご協力をお願いします。期間12月28日(日)まで問合せ社会福祉協議会☎552・2121

都民住宅(あき家)入居者募集について

都民住宅とは、中堅所得者向けの賃貸住宅です。仲介手数料・礼金・更新料は必要ありません。

募集戸数あき家46戸(抽選・家族向けのみ)※抽選募集の他に先着順募集のあき家もあります。詳しくは募集センターへお問い合わせください。

申込資格①都内に居住していること②自ら居住するための住宅を必要としていること③所得が定められた基準に該当すること等

※詳しくは募集案内でご確認ください。

申込書・募集案内の配布

【配布期間】12月10日(水)まで(日曜日は除く。)

【配布場所】市役所1階ロビーまたは市役所第一棟3階まちづくり計画課定住化対策担当

※申込書・募集案内は募集期間中に限り(初日は午前9時から・最終日は午後6時まで)東京都住宅供給公社のホームページ(http://www.to-kousya.or.jp/)からダウンロードすることができます。

問合せまちづくり計画課定住化対策担当☎551・1961、東京都住宅供給公社募集センター都営募集課☎03・3498・8894(土・日曜日は除く。)

都市計画変更(住宅市街地の開発整備の方針案)の縦覧について

良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的かつ総合的なマスタープランである東京及び多摩部の19都市計画について、一斉見直しを行ない、この案の縦覧を行ないます。

縦覧期間公告の日(平成20年11月28日)から2週間

縦覧場所東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課・市役所第一棟3階まちづくり計画課

【意見書の提出】この都市計画変更(案)に意見のある住民及び利害関係人は、東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課へ意見書を提出することができます。

問合せまちづくり計画課計画担当☎551・1952

町並みがきれいになりました

道路等の違反広告物については、平成16年度から市民との協働により、撤去協力員と市で安全な歩行空間の確保及び良好な都市景観の維持・向上を図ってきましたが、平成19年度は平成16年度に対して約80%撤去数が減少しました。

今後も、歩行者の安全や町並みを美しく保つため、違反広告物を道路等に設置しないよう、ご協力をお願いします。

問合せ施設管理課庶務担当☎551・1968

違反広告物撤去数の推移

年度	撤去数	16年度対比
16	13,644	
17	7,779	△43.0
18	7,602	△44.3
19	2,749	△79.9

犬の飼い主へお願い

公園内及び道路に犬の糞(ふん)が多く、利用者が大変迷惑しています。糞は放置したり、その場に埋めたりせず、飼い主が責任を持って持ち帰りましょう。

また、散歩の際は必ずひき綱を付け、公園内でも離さないでください。公園は犬の苦手な人や小さい子どもたちも利用します。人と動物の調和のとれた共生社会実現のため、ご協力をお願いします。

問合せ施設管理課管理担当☎551・1969

国保だより

特定保健指導利用券・情報提供パンフレットを発送しました

8月までに特定健康診査を受診した40歳から74歳の国民健康保険加入者の方に、受診結果を基にメタボリック判定を実施し、

①情報提供レベル
②動機付け支援レベル
③積極的支援レベル

に分類した次の通知を発送しました。

・平成20年度特定健康診査の階層化結果のお知らせ
・生活習慣病予防のためのパンフレット

②③に該当された方には、特定保健指導の案内を同封しましたので、ぜひ参加してください。

問合せ保険年金課保険年金係☎551・1640

年金だより

◆インターネットで年金加入記録を確認できます

社会保険庁ホームページ(http://www.sia.go.jp/)では、24時間いつでも、自分の年金個人情報を確認することができる年金個人情報提供サービスを行なっています。(老齢年金を受けている方や共済組合の組合員の方はご利用になれません。)

年金個人情報提供サービスでは、

▼公的年金制度の加入履歴(加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等)
▼国民年金の保険料納付状況
▼厚生年金・船員保険の標準報酬月額、標準賞与額

などを確認することができますので、ぜひご利用ください。

年金個人情報提供サービスを利用するには、あらかじめ「ユーザーＩＤ・パスワード」の発行を受ける必要があります。申込みの際は、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳または基礎年金番号通知書をご用意ください。

なお、申込みから発行までには、2週間程度の期間を要しますので、ご了承ください。

※提供する年金加入記録は毎月一回更新します。

問合せ【個人情報提供サービスに関すること】社会保険業務センター記録提供課☎0422・76・1155
【年金加入記録に関すること】ねんきんダイヤル☎0570・05・1165※ＩＰ電話・ＰＨＳからは☎03・6700・1165

◆予約による年金相談を実施しています

都内の社会保険事務所では、予約による年金相談を実施していますので、ぜひご利用ください。

予約相談の実施時間
(平日)午後3時～5時
(夜間延長相談日)午後3時～6時30分
(休日相談日)午前10時～午後3時30分
※夜間延長相談、休日相談について年金相談センターでは実施していません。

予約方法相談希望日の1か月前から予約の受付をします。予約受付電話または社会保険事務所の窓口で、相談希望日時をお伝えください。その際、基礎年金番号・氏名・住所・電話番号を確認させていただきますので、お手元に年金手帳をご用意ください。

問合せ青梅社会保険事務所予約受付電話☎0428・31・2356

◆年金受給者の方が受けられる融資があります

年金受給者の方は、「独立行政法人福祉医療機構」から、年金の受給権を担保に生活資金等の融資を受けられます。(無拠出制の老齢福祉年金は対象となりません。)

「独立行政法人福祉医療機構」は、年金を担保に融資ができる唯一の機関として法律で認められています。

融資金額は、次の要件を満たす額の範囲内となります。

▼10～250万円以内の金額
▼受給している年金額(年額)の1.2倍以内
▼一回あたりの返済額の12倍以内

返済方法は、受給している年金額の全額または定額の二種類があります。定額の場合は、2か月毎に受けている年金額の一割(1万円単位)もしくは、1万円が下限になります。

融資を希望する場合は、「独立行政法人福祉医療機構代理店」の表示のある銀行、信用金庫等の店舗で申込みの手続きを行なってください。

なお、年金受給者の方の年金証書などを預かり、高い利率で融資を行なう悪質な貸金業者も存在しますので、ご注意ください。

問合せ独立行政法人福祉医療機構☎03・3438・0224
ホームページ(http://www.wam.go.jp/wam/)

平成21年1月から長寿(後期高齢者)医療制度が一部変わります

①病院等の窓口で支払う一部負担金の割合の判定方法が変わります

現在、一部負担金の割合が3割負担の方でも、次の条件に当てはまる認定を受けた方は平成21年1月から1割負担になります。

被保険者及び同一世帯の70歳から74歳の方を含めた
前年の収入が520万円未満の方

※同一世帯内に他の被保険者がいない方(ただし住民税課税所得が145万円以上)で、当該世帯内に70歳から74歳の方がいる場合は、今回の見直しに該当する場合があるため、案内(基準収入額適用申請のお知らせ)を送付します。該当すると思われる方は収入額が確認できる書類とともに「基準収入額適用申請」を行なってください。すでに基準収入額適用申請を行ない、経過措置の対象となっている(3割一般)方は、改めて申請する必要はありません。

②加入した月の高額療養費の自己負担限度額が変わります

これまで月の途中で長寿医療制度に加入された方は、それまで加入していた医療保険(国民健康保険・会社の健康保険など)の自己負担限度額と長寿医療制度の自己負担限度額を同時に負担することになっていましたが、今回の改正により、自己負担限度額はそれぞれの制度で半額ずつとなります。

【例】月の途中で長寿医療制度に加入した場合の高額療養費の自己負担限度額

	4月	5月(75歳の誕生日を迎える月)		6月
国民健康保険	44,400円	22,200円		
長寿医療			22,200円	44,400円
負担額計	44,400円	44,400円		44,400円

※自己負担限度額が「一般」で「外来＋入院」の合算額の場合(所得区分により限度額は異なります。)

問合せ【制度について】広域連合お問合せセンター☎0570・086・519(ＩＰ電話、ＰＨＳからは☎03・3222・4499)【個別の相談等】保険年金課後期高齢医療係☎551・1767

シルバー人材センター入会説明会日時12月8日(月)午前10時～場所シルバー人材センター(さくら会館内)問合せシルバー人材センター☎553・3261